

解体工事業登録 申請の手引

令和7年 4 月

山形県 県土整備部

目次

1 はじめに	2
2 登録の概要	3
(1) 技術管理者	3
(2) 欠格要件	4
(3) 登録申請手数料	4
(4) 登録の有効期間	4
3 登録申請・変更の手続	5
(1) 登録申請書及び添付書類	5
(2) 変更届および添付書類	6
(3) 廃業等の届出	6
4 標識の掲示	7
5 帳簿の備付け等	7
6 申請窓口及び問合せ先	8
7 その他	8
8 解体工事業登録 Q & A	9

解体工事業者の登録について

1 はじめに

解体工事業(※1)を営もうとする者(元請・下請を問わず)は、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可を有する者を除き、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」に基づく登録が義務づけられています。

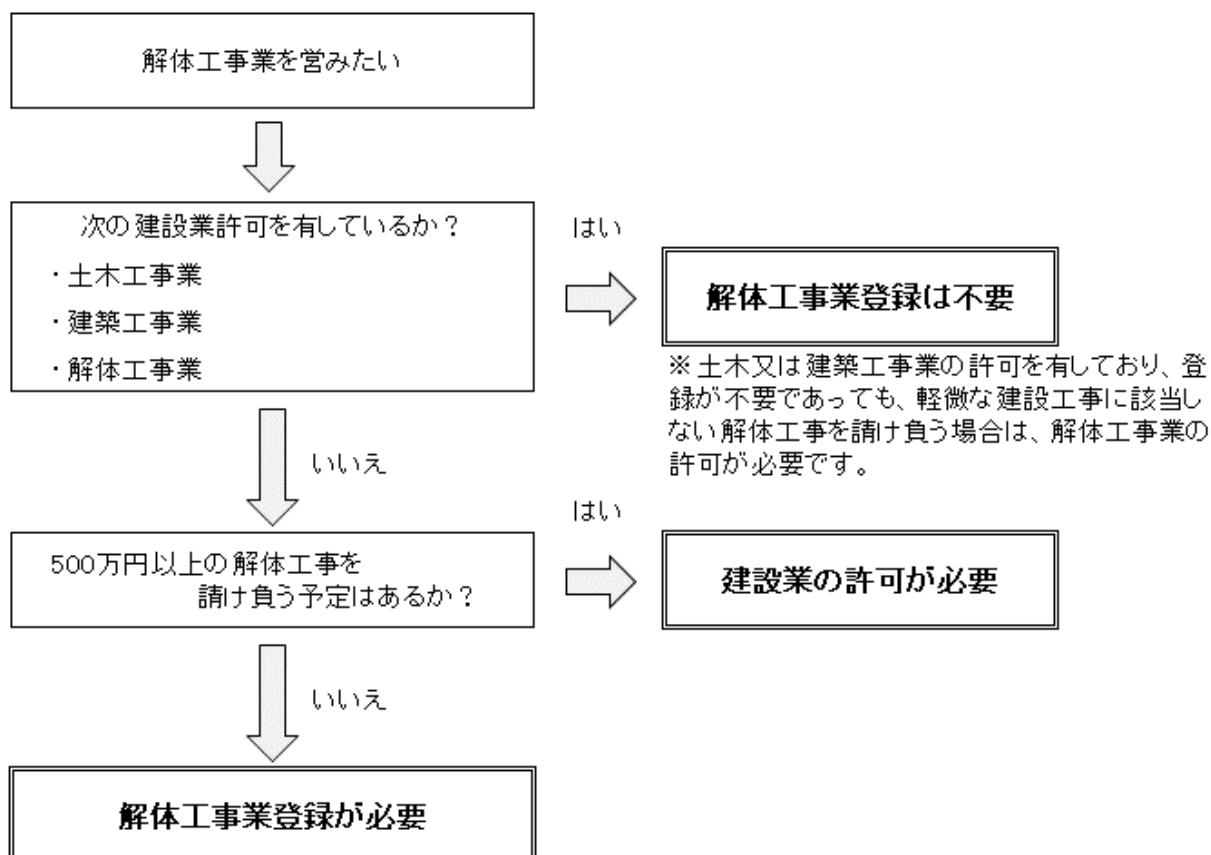
また、建設業法に基づく許可が不要であるいわゆる「軽微な建設工事(※2)」に該当する解体工事のみを請負う場合であっても、同様に登録が必要です。

なお、登録は、解体工事業を施工する都道府県ごとに必要となります(建設業法の許可とは異なる)。例えば、営業所は山形県内のみになくても、本県や宮城県、秋田県等で施工する場合は、これら3県全てに登録が必要となります。

(※1)建築物その他の工作物の全部又は一部を解体して、機能を停止させる建設工事を請け負う営業をいいます。したがって、機能を維持・回復させるための維持・修繕工事は含みません。

(※2)500万円(税込み)未満の解体工事。建築一式工事に該当する場合は、1500万円(税込み)未満又は延べ面積150平方メートルに満たない木造住宅の解体工事

解体工事業を営むためにはどのような手続が必要か？



2 登録の概要

(1) 技術管理者

解体工事業を営もうとする者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、営業所の数に関係なく、少なくとも1名の技術管理者を選任しなければなりません。技術管理者には解体工事に従事する他の作業員を監督させなければなりません。

技術管理者は以下の実務経験や国家資格等を有する必要があります。

A 実務経験による場合

区分	実務経験年数
大学又は高等専門学校で土木工学等に関する学科(※)を修めて卒業した者	2年以上
高等学校で土木工学等に関する学科(※)を修めて卒業した者	4年以上
上記以外の者	8年以上

国土交通大臣の登録を受けた講習((公社)全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事施工技術講習)を受講した場合は、上記の実務経験年数が1年間短縮されます。

※「土木工学等に関する学科」とは、土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地、造園等に関する学科を含む。)、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学を指します。

B 国家資格等による場合

資格・試験名	資格区分等
建設業法による技術検定	1級又は2級建設機械施工管理技士(2級は「第1種」又は「第2種」に限る。)
	1級又は2級土木施工管理技士(2級は「土木」に限る)
	1級又は2級建築施工管理技士(2級は「建築」又は「躯体」に限る。)
建築士法による建築士試験	1級又は2級建築士
職業能力開発促進法による技能検定	1級とび又はとび工の技能検定合格者
	2級とび又はとび工の技能検定合格者+1年以上の実務経験
技術士法による技術士試験の第二次試験	技術士(建設部門)
国土交通大臣の登録を受けた試験((公社)全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事施工技士試験)	登録試験の合格者

C 国土交通大臣が上記A、Bと同等以上の知識及び技能を有すると認定した者

(2) 欠格要件

以下の欠格要件に該当する者は登録を受けることができません。

- ①解体工事業の登録を取り消された日から2年を経過しない者
- ②解体工事業者で法人であるものが登録を取り消された場合で、その処分のあった日前30日以内にその解体工事業者の役員であったものでその処分のあった日から2年を経過しない者
- ③解体工事業の事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ④この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- ⑥解体工事業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が①から⑤まで又は下記⑦のいずれかに該当するもの
- ⑦法人でその役員の中に①から⑤までに該当する者があるもの
- ⑧技術管理者を選任していない者
- ⑨暴力団員等がその事業活動を支配する者
- ⑩登録申請書類中に重要な事項について虚偽の記載をしたり、重要な事実の記載を欠いているとき

(3) 登録申請手数料

申請手数料は次のとおりです。山形県収入証紙で納入してください。

新規	33,000円
更新	26,000円

(4) 登録の有効期間

登録の有効期間は5年間です。

引き続き解体工事業を営もうとする場合は、5年ごとに有効期間が満了する30日前までに更新申請をする必要があります。

登録業者が、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可を取得した場合は、登録窓口へ許可を取得した旨をお知らせください。なお、この場合は、解体工事業の登録は効力を失います。

3 登録申請・変更の手続

(1) 登録申請書及び添付書類

提出部数は、正本1部、副本1部の計2部(左綴じ)で、副本は申請者へ返却されます。

更新の場合は、有効期間が満了する30日前までに更新申請してください。(有効期間を過ぎると登録は失効します。)

提出書類	様式 番号	備考
解体工事業登録申請書	第1号	・「申請者」欄及び「商号、名称又は氏名」欄には、個人の場合は氏名を、法人の場合は法人名を書くこと ・個人の場合で屋号がある場合は「営業所の名称及び所在地」欄に書くこと
誓約書	第2号	個人の場合は本人、法人の場合は代表役員
技術管理者の資格等を証明する書面 (実務経験証明書)	—	資格者証等 実務経験を要する場合は、実務経験証明書に加え、卒業証明書や指定講習修了証の写し等を添付する。
	第3号	技術管理者の要件を実務経験で証明する場合のみ
登録申請者の調書	第4号	・個人の場合は本人について作成 ・法人の場合は役員全員と法人自体について作成 ・申請者が未成年者の場合は法定代理人(法人の場合はその役員)について作成
登記簿謄本	—	・法人の場合提出 ・申請者が未成年者の場合で法定代理人が法人の場合提出
住民票の抄本	—	・個人の場合は本人と技術管理者のもの ・法人の場合は役員全員と技術管理者のもの ・申請者が未成年者の場合は法定代理人(法人の場合はその役員)のもの

(2) 変更届および添付書類

提出部数: 正本1部、副本1部の計2部(左綴じ)

下記の登録事項に変更があった場合、変更届出書(第6号)に下記の書類を添えて、30日以内に届出をする必要があります。

変更事項	添付書類
商号又は名称、代表者氏名、所在地	登記簿謄本(法人)、住民票抄本(個人)
営業所の名称・所在地 (商業登記の変更をする場合のみ)	登記簿謄本(法人)
役員	登記簿謄本、新たに役員になる者がある場合は、誓約書(第2号)及び調書(第4号)
技術管理者	技術管理者の証明書及び住民票抄本

(3) 廃業等の届出

解体工事業を廃止したときは、遅滞なくその旨を解体工事業廃業等届出書で届出してください。

4 標識の掲示

解体工事業者は、営業所及び解体工事の現場ごとに、下記の標識を公衆の見やすい場所に掲げなければなりません。

別記様式第7号（第8条関係）

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	山形県知事（登一）第 号
登録年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	

備考

- ・営業所及び解体工事現場ごとに掲示する。
- ・技術管理者の氏名は、解体工事現場に掲げる場合にあっては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

5 帳簿の備付け等

解体工事業者は請け負った解体工事について1件ごとに下記の帳簿を作成し、これを営業所に備えておかなければなりません。帳簿には、解体工事の請負契約書あるいはその写しを添付する必要があります。この帳簿は事業年度の末日から5年間保存することとなっています。

別記様式第8号（第9条関係）

注文者の氏名又は名称	
注文者の住所	郵便番号（ — ） 電話番号（ — ） —
施工場所	
着工年月日及び竣工年月	自 年 月 日 至 年 月 日
工事請負金額	
当該工事に係る技術管理者の氏名	

備考

- ・請け負った解体工事について1件ごとに作成し、下記の書類を添付して営業所に備えること。
添付書類：請負契約書（又はその写し）
- ・この帳簿及び添付書類は、事業年度の末日から5年間保存すること。

6 申請窓口及び問合せ先

主たる営業所の所在地	担当公所係名	住所・電話番号
東南村山地区及び山形県外	村山総合支庁建設総務課行政係	〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68 電話 023-621-8189
西村山地区	村山総合支庁西村山建設総務課行政係	〒991-8501 寒河江市大字西根字石川西 355 電話 0237-86-8377
北村山地区	村山総合支庁北村山建設総務課行政係	〒995-0024 村山市楯岡笛田4-5-1 電話 0237-47-8654
最上地区	最上総合支庁建設総務課行政係	〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 電話 0233-29-1377
東南置賜地区	置賜総合支庁建設総務課行政係	〒992-0012 米沢市金池7-1-50 電話 0238-26-6069
西置賜地区	置賜総合支庁西置賜建設総務課行政係	〒993-0085 長井市高野町2-3-1 電話 0238-88-8223
庄内地区	庄内総合支庁建設総務課行政係	〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1 電話 0235-66-5644

7 その他

解体工事業協会

(一社)山形県解体工事業協会	山形県山形市久保田2丁目1-47 電話 023-644-9900 FAX 023-645-8395
----------------	---

8 解体工事業登録 Q & A

Q. どんな業者が登録の対象なの？

A. 1件当たり500万円未満の解体工事業を県内で営む全ての業者です。

Q. もともと建設業の許可を取っていた業者も登録しなければならない？

A. いいえ。建設業の許可（土木、建築、解体）を有している場合は、登録不要です。

Q. 登録しないで解体工事をしたらどうなるの？

A. 罰則があります。（1年以下の懲役または50万円以下の罰金）

Q. 一度登録すればいいの？

A. 登録の効果は、5年間有効です。5年経つと失効します。
失効の1か月以上前に更新が必要です。

Q. 登録が拒否されることはあるの？

A. はい。2の（2）の欠格要件に該当する場合、登録を拒否されます。

Q. 実務経験はどうやって証明すればいいの？

A. 様式に従って記入してください。
社員として、解体工事の実務経験がある時は、使用者に証明してもらいます。ただし、自営業者の場合には、自ら証明で結構です。

Q. 学歴・資格・講習・試験はどうやって証明すればいいの？

A. それぞれ、卒業証明書・免状・修了証・合格証のコピーを添付してください。

Q. 技術管理者は常勤でなければならないの？

A. いいえ。非常勤で結構です。

Q. 解体工事業者1社につき、技術管理者は1人でいいの？

A. はい。また複数人を選任しても結構です。

Q. 登録してから必要な届出はあるの？

A. はい。次のような場合、変更届が必要です。
・登記簿や住民票に変化が生じた場合（名称・住所など）
・技術管理者を追加・削除した場合
また、次のような場合、廃業届が必要です。

- ・解体工事業を廃業した場合
- ・個人の場合、死亡した場合
- ・法人の場合、破産・合併・解散した場合
- ・建設業の許可（土木・建築・解体）を得た場合

Q. 解体工事の登録の必要書類の様式は、どこでもらえるの？

A. 解体工事登録窓口です。

Q. 解体工事登録窓口は、どこなの？

A. 県内業者の場合、本社のある地域を所管する総合支庁建設部建設総務課行政係です。

県外業者の場合、村山総合支庁建設総務課行政係です。